

○桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金交付要綱

平成30年4月19日告示第75号

改正

令和4年2月18日告示第21号

桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、本町に所在する賃貸住宅に居住する新婚世帯の経済的負担を軽減し、若者の定住の促進による人口の増加を図ることにより、活力あるまちづくりに寄与するため、桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱に定めるほか、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年規則第7号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 新婚世帯 補助金の申請日において、次に掲げるア又はイの要件を満たす世帯をいう。

ア 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻の届出をした日から起算して1年以内の夫婦が属する世帯  
イ 福島県パートナーシップ制度実施要綱（令和6年8月30日付6生環第1126号福島県生活環境部長通知）に定める福島県パートナーシップ届出書受理証明書の交付日から起算して1年以内の当該パートナーシップ関係にある本人及びパートナー（当該パートナーシップ関係の相手方をいう。以下同じ。）が属する世帯

(2) 配偶者等 配偶者又はパートナーをいう。

(3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料で、共益費、管理費、駐車場使用料その他 の直接住宅の賃貸料と認められないものを除いた月額をいう。

(4) 住宅手当 企業等が労働者に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 新婚世帯であり、本人又は配偶者等が、申請日において45歳未満であること。

- (2) 本人又は配偶者等が、町内の賃貸住宅の賃貸借契約締結者であること。
- (3) 家賃を月額30,000円以上支払っていること。
- (4) 新婚世帯に属する世帯全員が、賃貸住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (5) 家賃の未納がないこと。
- (6) 申請日の属する年度の前年度において、世帯全員が、納付すべき市町村民税に未納がないこと。
- (7) 世帯全員が、暴力団員（桑折町暴力団排除条例（平成23年桑折町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の月額は、家賃から住宅手当を差し引いた額の1／2とし、月額上限を1万円とする。

（補助金の交付期間）

第5条 補助金の交付期間は、申請のあった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から起算して連續する2年間（24月）を限度とし、第3条各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して申請を行うものとする。ただし、自営業等（無職を含む。）の者は、第3号様式の添付を不要とする。

- (1) 次の各事項に掲げる場合において、当該各事項に定める書類
  - ア 第2条第1号アに該当する場合 戸籍謄本
  - イ 第2条第1号イに該当する場合 福島県パートナーシップ届出書受理証明書の写し
- (2) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) 納税証明書等又は課税がないことを証明する書類（申請日が属する年度の前年度のもので納税義務のある世帯員全員分）

- (5) 在職証明書兼住宅手当支給額証明書（第3号様式）（就労している世帯員全員分）
- (6) 住民票謄本（世帯員全員分の住民票で本籍と続柄の記載のあるもの）
- (7) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、添付書類の審査及び必要な調査を行った上で補助金の交付の可否を決定し、桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 補助対象者は、補助金の交付申請内容又は決定額に変更又は中止が生じたときは、桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 町長は、前条の申請を受理したときは、書類の審査及び必要な調査を行い、桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金変更決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、交付決定期間内の年度ごと、3月31日までに桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。また、交付決定期間が満了した場合は、満了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定期間満了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで行うものとする。ただし、自営業等（無職を含む。）の者は、第9号様式の添付を不要とする。

- (1) 家賃支払証明書（第8号様式）又は家賃の支払が証明できる書類
- (2) 住宅手当支給証明書（第9号様式）
- (3) 次の各事項に掲げる場合において、当該各事項に定める書類
  - ア 第2条第1号アに該当する場合 戸籍謄本
  - イ 第2条第1号イに該当する場合 福島県パートナーシップ届出書受理証明書の写し
- (4) 住民票謄本（世帯員全員分の住民票で本籍と続柄の記載のあるもの）

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合、書類の審査及び必要な調査を行った上で交付を適當と認めるときは、補助対象者に桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金交付確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助対象者は、確定通知日から20日以内に桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金交付請求書（第11号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

第13条 町長は、補助対象者が要綱の規定に違反したとき、又は申請内容と事実に著しい相違があるときは、桑折町新婚世帯家賃支援補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の交付を変更決定し、更に既に交付していた補助金の全部又は一部の返還を桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金返還命令書（第13号様式）により命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金の交付に関する必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月18日告示第21号）

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。